

社会福祉法人きまもり会 倫理綱領

法人理念

社会福祉法人きまもり会は、

- 障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域の一員として幸せに暮らしていけるような地域づくりを目指します。
- 利用者の皆様が安心して市民生活を送るために、一人ひとりの立場に立った支援を行います。

支援員倫理綱領

はじめに

私たちきまもり会の支援員は、利用者様一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、利用者様が豊かで安らぎのある生活を享受できるように、さまざまな知識と技術を駆使して、利用者様を支援していくことを責務とします。

私たちの仕事は、利用者様だけでなく、そのご家族の生活および社会に直接かつ大きな影響力を持ちます。そのため、私たちが提供するサービスは利用者様等にとって安心して利用できるものとなり得るよう、常に利用者様等の立場に立って行わなければなりません。

私たちは自他ともに認められる専門職をめざす者として、自らの役割と使命を自覚し、ここに倫理綱領を定め、行動規範に則って最善のサービスの提供に努めます。

倫理綱領

1 生命の尊厳

私たちは、利用者様一人ひとりをかけがえのない存在として認め、その方の人生を大切にします。

2 人権の尊重

私たちは、利用者様一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許しません。

3 利用者主体

私たちは、利用者様一人ひとりの個性や主体性を尊重し、自己決定を基本としニーズに基づいた支援を心がけます。

4 社会参加・環境整備

私たちは、法人の理念にもある「誰もが地域の一員として幸せに暮らしていける」をより具現化していくために、利用者様が快適な日々を過ごせるよう施設はもとより地域環境の整備に努めます。

5 支援員として

私たちは支援員として専門的役割と使命を自覚し、利用者様一人ひとりに適切な支援ができるよう、常に自らへの問いかけを怠らず、人間的成長に努めます。

行動指針

1 差別の禁止

- (1) 私たちは、利用者様を子ども扱いするなどその人の年齢に相応しくない接し方はいたしません。利用者様を「〇〇さん」と呼ぶことを基本とし、相手が嫌がるような呼び方や、傷つけるような呼び方、周囲が不快に感じるような方は致しません。
- (2) 私たちは、障害の程度、状態、能力、性別、年齢などを理由にその利用者様に必要な支援を拒否することはいたしません。
- (3) 私たちは、利用者様に対して、偏見や先入観を持って接するようなことはしません。
- (4) 私たちは、利用者様の言葉や動作等の真似をしたり、ご利用者様の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。
- (5) 私たちは、障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はいたしません。

2 利用者の個性と主体性の尊重

- (1) 私たちは、利用者様の入退所・異動にあたっては、利用者様・ご家族に十分な説明を行い、利用者様が選択の機会が得られるように努めます。
- (2) 私たちは、利用者様一人ひとりに個別援助、支援計画を作成します。また、個別援助、支援計画の実施にあたっては、必ず利用者様・ご家族へ十分な説明を行い、同意を得た上で実施していきます。
- (3) 私たちは、施設運営・サービス内容等に対する利用者様・ご家族の意見・要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるよう最大限努めます。
- (4) 私たちは、行事や活動計画にはできるだけ計画段階から、利用者様に伝え、協議し、利用者様が参加できるように努めます。
- (5) 私たちは、利用者様の個人的好み・嗜好を尊重します。
- (6) 私たちは、利用者様の活動においては、利用者様の生活歴をよく知り、施設利用までの生活習慣を尊重するように努めます。
- (7) 私たちは、利用者様の意思決定を待ち、見守り、主体性を育てる支援や、その考えや価値観を広げていく支援を心掛けます。

3 プライバシーの保障

- (1) 私たちは、職務上知り得たご利用者様個人の情報は他に漏らしません。
- (2) 私たちは、利用者様・ご家族の了解なしに所持品の確認を行いません。
- (3) 私たちは、利用者様・ご家族の了解なしに、利用者様の写真や名前、作品などを掲示・展示公開いたしません。
- (4) 私たちは、利用者様・ご家族の了解なしに、主治医から情報を得ることはしません。
- (5) 私たちは、他の機関への情報提供がたとえ利用者様の利益のためであっても、利用者様・ご家族の了解なしには行いません。
- (6) 私たちは、利用者様のプライバシーに関する話を他の利用者様の前でしません。
- (7) 私たちは、利用者様の更衣時や排せつ時などはその部屋の扉を閉める。また入る際にはノックする等の対応を行い、プライバシーには十分配慮いたします。

4 人権の尊重と対等な立場での支援、介護、援助

- (1) 私たち支援員とご利用者様は対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。「親しい仲にも礼儀あり」を念頭に、親しいからこそ敬意を持った対応を行います。
- (2) 私たちは、利用者様に対して性的に不快にさせるあらゆるセクシュアルハラスメントに該当する行為及び該当するおそれのある行為をしません。
- (3) 私たちは、利用者様に対して交換条件を持ち出しての対応はいたしません。
- (4) 私たちは、利用者様が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- (5) 私たちは、利用者様の嫌がることを強要しません。

5 虐待の禁止

- (1) 私たちは、利用者様に対して殴る、蹴る、つねる等の行為、その他故意に怪我をさせるようなことはしません。
- (2) 私たちは、利用者様に対して身体拘束や長時間の正座、直立等の肉体的な苦痛を与えることはしません。
- (3) 私たちは、利用者様に対して軽蔑や、理由もなく無視等の精神的な苦痛を与えることはしません。
- (4) 私たちは、利用者様に対して食事を抜く等の人間の基本的な欲求にかかわる罰を与えることはしません。
- (5) 私たちは、いかなる場合でも、体罰は容認しません。
- (6) 私たちは、自傷や他害等の危険回避のための、利用者様に対する行動上の制限については、利用者様・ご家族への明確な説明を行います。(同意書)
- (7) 私たちは、利用者様に対して、命令調の指示や叱責などの威圧的な対応はしません。

6 社会参加の促進

- (1) 私たちは、利用者様が地域資源の利用や催し物に参加する等地域社会とのつながりをもてるよう支援、介護いたします。
- (2) 私たちは、利用者様の活動に地域のボランティアを積極的に受け入れ、施設内の人の出入りを活発にしていきます。
- (3) 私たちは、施設の中だけの活動にとどまらず、積極的に外出の機会を設けていきます。

7 専門性の向上と倫理の確立

- (1) 利用者様に対する支援、介護は、支援員の統一した考えのもとに行っていきます。
- (2) 私たちは、相互に啓発しあい、倫理の確立と専門性の向上に向け積極的に研修に参加する等自己研鑽に努めます。
- (3) 私たちは、個の倫理綱領を規範として、自分自身の支援を振り返るようにします。また、この倫理綱領が組織として遵守されるよう支援員同士でもお互いの支援を点検していきます。

利用者様一人ひとりが快適で、安全に安心して毎日を過ごすことができる環境を提供し、支援員自らが業務に誇りを持って取り組めるきまもり会を目指して、私たち支援員はこの倫理綱領を遵守することを誓います。

なお、この倫理綱領及び行動指針については、社会情勢の変化や各種法令に応じて、また、随時点検を行い必要に応じて改変・改正し、より良いものとなるようにしていきます。

以上

この綱領は社会福祉法人きまもり会が制定する

平成24年10月 1日制定

平成26年 3月14日改正